

資料提供	
令和8年8月19日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (壱岐、虎尾)
電話	0857-26-7153

県内における手足口病警報の解除

感染症発生動向調査における手足口病の集計速報値(令和8年第33週:8月10日～8月16日)が、下記のとおり全地区で警報終息基準値である1定点当たり2人を下回ったことから、令和8年6月17日に発令した手足口病警報を本日解除しました。

県民の皆様におかれましては、引き続き、手洗い等を徹底し、感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 解除地区
鳥取県全域

- 2 令和8年第33週(8月10日～8月16日)の定点当たりの患者数

区 分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	0.53 人	0.63 人	0.50 人	0.43 人
患者数	10 人	5 人	2 人	3 人

- 3 県民の皆様へのお願い
手足口病警報は解除となりましたが、引き続き、手洗い、消毒等の感染予防に心がけましょう。

<参考>

- (1) 手足口病警報について

以下の基準に基づき、警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
発令	定点当たりの患者数 5 人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 2 人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・全地区で警報終息基準値の2人を下回ったことから、解除基準を満たす。⇒ **警報を解除**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和8年7月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	209,660 人	40. 5%
中部地区	90,974 人	17. 6%
西部地区	217,654 人	42. 0%
合計	518,288 人	100%

- (2) 県内の小児科定点医療機関:19の医療機関(東部8、中部4、西部7)
- (3) 定点当たり患者数とは、1週間に手足口病で定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。(例えば、県全体で19名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)

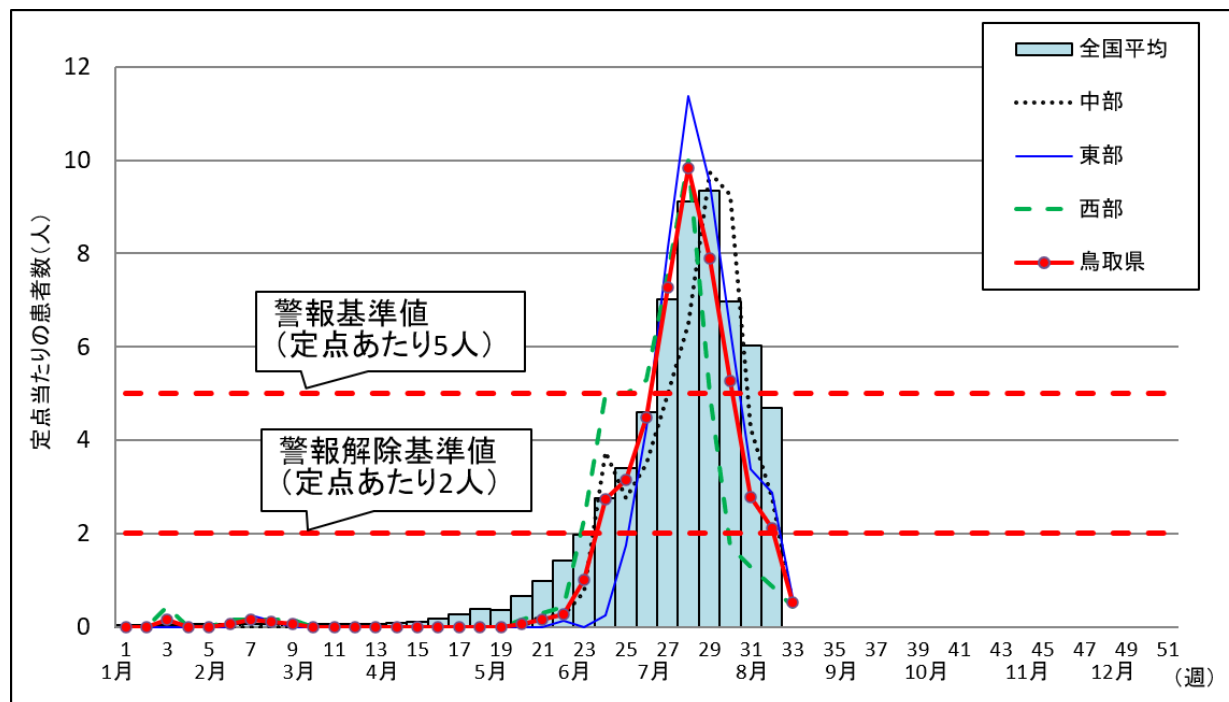
手足口病の流行状況

1 鳥取県と全国の手足口病患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

	6 月			7 月					8 月	
週	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
鳥取県	2.74	3.16	4.47	7.26	9.84	7.89	5.26	2.79	2.11	0.53
全国	2.75	3.40	4.61	7.03	9.12	9.35	6.98	6.03	4.69	集計中

○鳥取県の小児科定点医療機関は19、全国の定点医療機関は約2,000あります。

2 地区別発生状況グラフ



3 県内年次別発生状況グラフ

